

B-Pamグループ・活動支援金申請書

作成日： 年 月 日

グループ 活動概要	グループ名・活動名		TEL	
	代表者名		E-mail	
	B-Pam会員No.		申請実績	新規 ・ 継続
活動 内容	活動期間			
	主な活動場所			
	活動内容・目的 (別紙に記載も可)			
	対象者			
	告知方法			
	グループメンバー数	B-Pam会員 名、その他 名		
	支援金の用途			
	想定収支	別紙にてご提出ください		
支援希望額				

<支援条件>

以下の条件を満たす場合、2024年3月末日までの活動に限り、一団体、5万円を上限に支援します。

【支援金交付前に確認・実施していただくこと】

- ・代表者がB-Pam会員（正会員・準会員・オープン会員）であること
- ・B-Pam WEB上でグルーブルームを3月31日までに作成すること（グルーブルーム作成方法は別紙参照ください）
- ・幕張ベイパークの賑わいづくりに貢献する活動であること
- ・グループメンバーに対して、B-Pam活動支援金を活用しての活動であることを周知すること
- ・活動内容をB-PamWEBで広報すること（広報の方法は別紙参照ください）
- ・所定の書式にて月次で活動報告をB-Pamに対して行うこと
- ・半期に1回（9月末、3月末）、収支報告をB-Pam理事会に行うこと
- ・可能な限り、B-Pam主催のイベントにボランティアとして協力いただくこと

【支援金支給方法について】

- ・上記支援条件が満たされている場合、半期に一度、支援金申請額を上限に実費分を支給いたします。
ひとつでも支援条件に満たない場合は、支援金が交付されません。
- ・支給のタイミングは9月末までの活動分は10月末、3月末までの活動分は4月末、年2回の事後精算となります。
- ・収支報告と合わせて、領収書、レシート等の提出をお願いいたします。

<支援可能な活動例>

- 例1) B-Pam会員向けにスポーツグループを作って交流を深めたいので、
会場代と懇親会代を支援して欲しい。
- 例2) B-Pam会員向けに趣味を活かしてクロスポートでワークショップを開きたいので、
クロスポートの貸切利用料相当分を支援して欲しい。

<裏面もご確認ください>

<その他>

以下の場合には支援をお断りいたします。

※既に申請済みのグループと同一のグループと認められる場合

※異なるグループであっても代表者が同一の場合

※営利目的の活動、反社会的勢力活動、ネットワークビジネス、宗教活動、投資目的、政治活動等の場合

※B-Pam理事会で協議の結果、以下の理由等により申請が否決された場合

予算を上回る多数の申請があった場合、過去の支援実績団体で当時の支援条件を満たしていなかった場合、等

協賛申請者は、以下の事項に同意いたします。

・「一般社団法人幕張ベイパークエリアマネジメント 定款」第4条および第5条に定める理念および目的に資する活動のための協賛申請であること。

（以下、定款抜粋）

（理念）

第4条 幕張ベイパーク地区では、千葉県が定める「幕張新都心若葉住宅地区・文教地区未利用地マスタープラン」に基づき、「幕張新都心若葉住宅地区街づくりグループ」が街づくりを進めており、当法人はつくられた街を育てることを目的として設置される。

（目的）

第5条 当法人は、幕張ベイパーク地区が、継続的な賑わいを生み出し、人々を呼び続ける街をつくること、及び地域住民の親睦と福利を増進し、良好な地域社会の維持及び形成を目的とし、その目的に資するため、次の共同活動及び事業を行う。

一 地域の将来像の策定と周知、啓発

二 竣工済み街区における街並み環境の保全整備・景観維持に関わるルールの周知と運用

三 会員相互の親睦と相互扶助の増進

四 防災、防犯、交通安全に関する活動

五 地域コミュニティの形成に必要な催事等の事業

六 にぎわいの創出に関する活動

七 地域活性化のための情報提供及び広報

八 商業活動の促進、及び地域経済活性化に関する事業

九 地域の課題を行政施策に反映させるために必要な活動

十 当法人の活動に寄与する収益事業

十一 その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

・協賛申請者は、自己の責任において活動もしくはイベントを実施するものとし、B-Pamは一切の責任を負わないこと。

・本申請に基づき、協賛可否を検討した結果、協賛をお断りする場合があること。

（西暦） 年 月 日 （ご署名）

【個人情報の取り扱いについて】

協賛申請者様から取得した個人情報は、本協賛申請書に係る業務管理の目的で使用させていただきます。また、以下のいずれかに該当する場合を除き、協賛申請者様からいただいた個人情報を第三者へ開示または提供いたしません。

・利用目的の達成に必要な範囲

・統計的なデータなどご本人を識別できない状態で開示・提供する場合

・法令に基づき開示・提供を求められた場合

・人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合